

釧路地域における美術教育の課題把握と教育開発

福 江 良 純
(北海道教育大学 釧路校)

Development of educational contents under perception of problems in the art education in Kushiro area.

Yoshizumi FUKUE

はじめに

釧路市が位置する道東地区には、慢性的な美術教員の不足という課題が意識されて久しい。そこには、平成18年度の本学の改組によって、釧路校から中学美術免許を持つ教員が輩出できなくなったことも要因の一つである。そのような状況下で、釧路市内であっても美術教育の「免許外担当」が常態化している中学校も少なくない。

免許外担当、それもとりわけ美術の場合、事の本質は大学の人材の育成体制の問題ではなく、教育機関における美術教育観にあると言っても過言ではない。教育目標は個性の伸長を理想に掲げるが、一方、現実的には学力向上に力点を置かざるを得ない現場の実情があるからである。

本研究は、釧路管内の学校教育における美術教育の現状に鑑みつつ、そこから浮かび上がる美術教育の一般認識の問題点について考究していく。そして、これまでの研究者による公開講座や中学校との連携事業などの紹介を通じ、普通教育としての美術教育の新しい展開についての提案をする。

1. 道東と釧路地域の美術教育

釧路市は、道東の政治経済の中心として、釧路地方裁判所や北海道釧路総合振興局等、道東地方を管轄する国や道の出先機関を擁す道東の基幹都市である。また、国内有数の水揚げ高を誇る釧路港、製紙工場や食料品工場、医薬品製造工場などを持つ臨海工業都市であり、市人口は道内でも第4位の18万人である。加えて、市郊外域の釧路湿原や阿寒湖は国際的観光地として名高い。

また、文化面では、釧路市内には市立の美術館および道立の釧路芸術館が置かれ、両施設を跨ぐように掛かる幣舞橋には、その欄干に立つ4体の彫像が市の象徴的なイメージを構成している。その4体の彫像の作者のうち、『夏』の佐藤忠良、『冬』の本郷新らは北海道所縁の作家であり、さらに、日本近代彫刻史上の重要人物である中原悌二郎が釧路の生まれであるということに至っては、道内における釧路の文化的背景の豊かさを示すものである。

しかしながら、近隣町村から構成される釧路支庁管内を指す釧路地域の地理的な広域性に鑑みると、文化的な社会資本および教育事業の充実にはある種の停滞は否めない。それはやはり、美術教育のための社会的資本が釧路市に集中し、それらが学校教育との関係で十分な広域に及ぶ機能を果たしていない現状があるためである。

釧路市を除く釧路地域に置かれている学校は、殆どがへき地指定校である。へき地の多くは、授業時間数の少ない美術科に専任教員を配置しておらず、積極的な美術教育の展開が困難となっている。ただしこれは、実はへき地校の実情ではある以上に、釧路地域の美術教育と社会資本の問題でもある。

2. へき地校教育と美術教育

北海道全体では、約700校の小学校と約400校の中学校がへき地校である^{注1}。釧路地域のへき地校は小学校37校、中学校25校で、北海道全体の約5.6%に相当する。これを釧路地域に限ってみると、釧路地域には小学校、中学校合わせて106校であるからおよそ60%がへき地校ということになる。

へき地校の中学校における美術教員の配置は7人であり、へき地校全体の3割に満たない。この配置に学校教育における美術の認識が表れている。これは他でもなく3学級9定数^{注2}の中で、優先される教科の序列における美術の位置を表している。つまり、今日的な学力観の下では美術は学力伸長に対する有効性が評価されていないのである。

へき地小規模校の教育環境の特質として一般に言われている中に、次の事柄がある。まず、自然体験学習を始めとして、体験学習をカリキュラムに組み込みやすい。教師自身は、多面的な役割を担う必要があるゆえ、市街地の学校よりも早く成長できる。

その一方、へき地校の最大の弱点は生徒数の少なさである。これは一面では特質もあるが、「競合」する必要のある多くのジャンルでは、少人数は基礎的な条件（例えば、チームスポーツの構成員数）を満たさない場合もある。学力も、一般には進路実現を可能にするものと捉えられており、ここにも競合という問題意識は避けては通れない。

もちろん、美術は決して競争概念に準じて発展するものではなく、その意味においては、へき地校の環境は美術教育の教育効果を高く発揮できる素地がある。しかしながら、学校が普通教育の教育機関である以上、そこには教育内容の実現を保証する専門教員の存在は欠かせないはずである。へき地校における美術教員の配置数の現状は、この最低限の条件を満たしていない。ここからは、現代社会が要求する教育観と美術教育の理念との齟齬が浮かび上がる。

すなわち、へき地校における美術教員の実態は、へき地校の環境を積極的に活用する以上に、地域格差を学力の格差の問題として対処していることを表してはいるだろうか。しかし、果たして美術は学力伸長に寄与していないものなのだろうか。文化や芸術を推進発展させる能力と創造性は、学力と無縁の能力ではないはずである。

美的な分野における創造性能力自体も数値化され難い問題であるが、この能力と学力の関係については、美術が普通教育で取り組まれる以上は検証すべき事柄であろう。

もっとも、へき地校は学級数の少なさは、もとより授業時間時数の少ない美術の専任教員を配置しにくい条件となる。ただし、へき地校における美術教員の配置を詳細に調べていくなら、その配置には市町村間の格差の方が大きいことが分かってくる。つまりはさらに、へき地校を抱える周辺市町村と釧路市の美術教育を比較検証するとき、もっとも美術教育が手薄になっているのは、最も学級数の多い釧路市の学校であることが浮かび上がってくる。

3. 釧路地域の美術教育と地域格差

釧路地域の中学校は8市町村41校である。この内僻地校指定を受けているものは準指定を含め25校である。釧路地域全体で、美術教員（期限付き講師、時間講師、産休中を含む）を配置している学校は17校。そして、その中に含まれるへき地指定校はわずか6校にとどまっている。これを一般校と僻地校ごとの美術教員充足率に置き換えると、一般校は69%の充足率であるのに対し僻地校は24%となる。つまりは、釧路地域の半数以上が僻地指定校であるにも関わらず、美術教員はその総数の三分の一強しか割り当てられていないことになる。このことは何を物語っているのか。また、このことから我々は何を考察すべきなのか。

中学校では美術科は義務教育としての必須教科であれば、上記数値を返すなら、一般校では3割台にとどまる美術科の免許外担当がへき地指定校においてはその2倍以上の7割を超える学校において免許外担当がなされていることになる。小規模校であれば美術の授業時間時数が少なくなり、美術科教員免許を所有する教員よりも週当たりの時間時数の多い教科の教員が優先的に配されるのは当然の処置と言えるかもしれない。しかし、実際の美術教員の配置は、時間時数に応じてなされていない。

釧路地域の美術教員の配置を市町村毎にまとめて比較すると興味深い格差が浮かび上がる（表1）^{注3}。

表1 釧路地域内市町村別美術教員等一覧

市町村	学校 数	学級数	美術教員	備考
釧路町	4	29	(1)	期限付講師
厚岸町	4	22	1	
浜中町	5	21	1	
標茶町	6	21	2(1)	期限付講師
弟子屈町	2	12	0	
鶴居村	2	10	(1)	非常勤講師
白糠町	3	14	0	
釧路市	15	162	9 (1)	期限付講師

（ ）は講師数。

釧路市には10人配置される美術教員が、釧路市以外の各市町村合わせて7人である。両者の学級数に対する美術教員の数の割合はわずか1%の差に過ぎず、釧路地域全域を押並べた場合の教員配当率に差はない。しかしながら、釧路市では美術教員が支援学級を担当し美術科の指導を外れていたり、産休休暇中であったりなど、実質美術の授業を担当していないケースがある。つまりは、学校単位でなされる教育の実情に即したとき、釧路市とそのほかの地域の差として予想されるのは、美術科の免許外担当の実態である（表3）^{注4}。

表2 釧路市と周辺町村の比較

市町村	美術教員数	免許外担当	免許外の割合
釧路市	9(1)	5	33%
釧路市以外	4 (3)	19	72%

（ ）は非常勤数、免許外担当は学校数である。

表3は、釧路市以外では7割強、釧路市内でも3割強の学校で美術教育の免許外担当がなされている実態を示す。両者には4ポイント近い差が見られる。しかしながら、へき地の特殊な事態を形成している要因を検証する時、これから読み取るべき内容は、単なる地域格差ではないことが分かってくる。

4. へき地と釧路市の免許外担当

へき地校の指定は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に対し等級を附してなされるものである^{注5}。しかし、釧路市以外のへき地校において美術の免許外担当が7割を超える学校で常態化していることは、教育の機会均等の理念に照らして、あってはならない事態である。へき地教育振興法が、へき地における教育の特殊事情に鑑み、教育の機会均等を保障

する教育施策を推進する目的を持つものなら、教科教育間の格差も改善されなくてはならない。

へき地地域と釧路市内をその割合で比較するなら、免許外担当の問題は、へき地地域に大きいかのように映る。しかし、普通教育科目がその免許を保有する教員の責任において担当されていない事態は、単に教員の不足や通勤移動距離の問題を超えて、義務教育としての特殊事情として広く捉えるべきものである。特に、文化施設に恵まれている釧路市内にあって、特定の学校に免許外担当が常態化している現状には、認識すべき特殊な事態が根深いとも言える。

次は、釧路市の文化事業を概観し、それらとも連携する形で研究者が展開した釧路市内の中学校との連携事業を紹介し、美術教育の一つの形を提案したい。

5. 提案1：中学校との連携事業

釧路市市街地にありながら、美術教員が配されていない中学校は市立幣舞中学校と市立春採中学校の2校である（表3）。

また、美術教員を配置する釧路市の中学校の内、へき地指定を除いて学級数が10を切る釧路市の学校は、表4の他に大楽毛中学校（学級数9）、桜ヶ丘中学校（学級数8）がある。ただし、桜ヶ丘中学校の美術教員は、平成26年度は支援学級担当となっている。これらの釧路市内の小規模校のうち、ある面で最も特殊性の高いのが幣舞中学校である。次に、これまでの筆者と幣舞中学校の美術部との連携を軸にしながら、免許外担当およびへき地教育の問題を考察してみたい。

釧路市立幣舞中学校美術部とは、顧問の小原憲教諭の熱心な取り組みによって、筆者が北海道教育大学釧路校に着任した平成25年度来、最も交流の深かった中学校であった。幣舞中学校の校区には住宅地が多いが、平成26年度時点でクラス数8、生徒総数230人の規模は、へき地を除く釧路市内校の中では最も小規模な学校の一つである。だが、校区の特質として、小・中・高・大の各学校や図書館、博物館、埋蔵文化センター、生涯学習センターなどがある釧路市唯一の文教地区であり、教育環境に恵まれていることは重要である。恵まれた立地条件にある幣舞中学校は、その意味ではへき地の対極とも言える。しかしながら、美術教員の不在はせっかくの文化的な社会資本の有効活用を鈍らせる事にもなりかねない。幸い小原教諭は、幣舞中美術の逆境を生徒のために生かす労を惜しまなかった。次より、幣舞中学校が関わった各種美術教育事業を紹介し、釧路市内外のへき地教育について考察する。

表3

学校名	学級数	教員数
幣舞中学校	8	20
北中学校	14	28

5.1. アートスクール事業（釧路市立美術館）

アートスクールとは、釧路市立美術館が釧路管内の学校に対して開いている、企画展の鑑賞教育プログラムである。学校が遠方の場合は美術館のバスによる送迎も行われている。この事業には、美術館から提供を受けた平成25年度の統計では、幣舞中学校が美術部名で5回、その他の団体名で1回の計6回という参加実績がある（表4）。

表4 アートスクール 釧路地域中学校実績

学校名	級	回数	人数*	備考
釧路市立幣舞中学校	—	6	90	美術部 錦絵体験
釧路市立美原中学校	—	5	57	美術部
教育大付属	—	2	105	鑑賞教育
釧路市立北中学校	—	1	16	特別支援学級
釧路市立阿寒湖中学校	3	1	15	陶芸教室
標茶町立茶安別小中学校	3	1	5	中学校美術科 の鑑賞
標茶町立塘路中学校	1	1	5	学芸員の仕事 について

*参加回数は同一名の場合も日毎に集計している。

この表からは、幣舞中学校を筆頭に、美術館の活用は課外活動によるものが半数以上を占め、つまりは部活動顧問の配慮によるところが大きいということが分かる。なお、へき地校3校にはいずれも美術教員が配属されていない。

5.2. 公開講座の活用

釧路市立美術館では、一般向けの公開講座に他、冬休みや夏休みなど、学校の休業に合わせた児童生徒対象の各種公開講座を企画運営している。筆者が釧路校に着任した平成25年度以降、美術館との連携で行った公開講座のうち、幣舞中学校美術部が参加したものは以下の2つである（表6）。

表5

年月	講座名	内容
平成25年8月	彫刻体験講座 「友達の顔を作ろう」	塑造による人物 頭像(小)
平成25年12月	釧路市立美術館公開講座 「木彫講座オリジナルサンタを作ろう」	小枝を使った木 彫り造形

このうち、「友達の顔を作ろう」は、一般人参加も含めて実施した講座を、その評判を聞いた小原氏が独自に美術館に問い合わせをして、改めて幣舞中学校美術部単独参加で開いたものである。また、木彫講座は、中学生にとって、これまで木版画制作以外に使ったことのない彫刻刀などの刃物を、初めて立体造形のために使うものであった（図1）。



図1 「木彫講座 オリジナルサンタを作ろう」

5.3. 大学施設見学と造形体験

平成25年度に公開講座を通じてできた繋がりをもとに、平成26年度は、美術部との直接的な連携事業ができた。

顧問の小原教諭から、生徒たちに大学の実習室などの施設見学をさせてもらえないかという申し出を受けて、平成26年5月23日（土）に大学の工房にて「木彫教室」を実施した。この日は、大学の正面玄関に集合し、芸術グループの関連施設や学生の共用スペースなどの学内設備を見学（図2）。それに続いて共用実習棟で木彫りの制作体験を行った（図3）。



図2 学内見学

体験内容は、オープンキャンパスでも体験授業として行った、小枝から作るフクロウである（図4）。この小枝は、阿



図3 制作体験

寒湖の森林を保全する（一財）前田一步園財団との連携事業「間伐材活用プロジェクト」で提供を受けた柳の小枝を使用した。また、小枝のフクロウの制作手法は、阿寒湖温泉のアイヌコタンで木彫り工芸店「エポエポ」を営む森田薰氏から教示いただいたものである。

この課題の設定には、へき地教育と美術教育の有機的な連携を実現する狙いがある。地域の課題を格差として捉えるのではなく、特質として捉え教材として生かす。美術教育の教育内容の開発は、へき地そのものに新しい光を照射するものである。

6. 提案2：釧路地域における教育開発

幣舞中学校との連携は、11月にも行われた。第2回目も、同じ柳の小枝を用いたフクロウ制作であったが、今回は、新開発の立体性を高めた造形手法を採用した（図4）。



図4 旧手法（左）と新手法（右3つ）

旧手法（図4左）が、小枝の表面にそのまま浅くイメージを彫りつけるという平面的な操作であるのに対し、新手法は丸い小枝を4分割した中心の縦軸を、形態の正中線に見立てて造形するという、形状加工から始められている。

小枝を縦割りして、その角を正中線に当てはめる造形は、円空仮にも多用されている木彫りの一手法である。筆者は、この造形法の仕組みを、サンタ人形（図5）で教材化し、授業や公開講座に取り入れてきた経緯がある。フクロウの彫り物は、サンタ人形の手法をフクロウの形態イメージと調和させ、方法的に整理することで誕生した。



図5 サンタ人形

木彫講座で扱ったフクロウなどの教材には、釧路地域における特殊性を教育内容に転化し生かす目的で、いくつかの要件を集約している。

1. 地域の素材を活用する
2. モティーフの地域性
3. 素材を巡る地域の文化と産業

1. 素材活用は、美術の基本的な事柄と言える。昨今の環境問題に関する民意の高揚から、廃棄されるものを美術教材に活用傾向が盛んである。ここには功罪がある。廃品を教材に活用することは、材料のコストを無くし、かつ「不要なもの」に対する反省的態度を涵養することになる。ただし、純粹に素材のリサイクルの観点に立つと、造形化はリサイクルの連続性を断ち、結局はゴミを生み出すことに繋がる。そして最も懸念されるのは、良い素材との触れ合いの機会を奪い、そのことが再生産されないものを尊重する意識の育成を阻むことになっているのではないかということである。そして、石でも、木でも、天然の素材の良さは、それが地域という特殊性と不可分なことである。

2. フクロウはクマと並んで北海道の木彫り工芸品でも多く採用されるモティーフであり、郷土愛ともいべき情操を育むものと言えるだろう。広く文化一般を学ぶ以前に、地域の文化が培ってきたモティーフを知ることは重要である。

3. とりわけ、釧路地域には、アイヌ文化の継承と発展を生業として成り立てる目的のアイヌコタン（阿寒湖温泉）がある。もっとも、アイヌコタンは観光資源であり、本来、教育資源ではない。しかしながら、アイヌ文化は釧

路地域の文化の柱であり、その一端をその地域の素材をもって学ぶことは、人の営みの足元から知る作業と言える。この作業は、今ここにあるということの目覚めの一助ともなるはずである。

おわりに

へき地校には「教育の原点」という評価がなされることもある。その一方で、法令では、へき地校を「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校」と定めている。この「評価」と「制定」、二つの隔絶を我々はどう理解すべきか。

問題は「文化的諸条件に恵まれない」をどう解釈するかである。へき地校が「教育の原点」というべきものが機能するなら、教育はその原点に立って為されるべきである。この原点を起点として諸条件を考えなくてはならないのではないだろうか。もし、文化施設などの社会資本に乏しい地域であれば、その活用手段を講じなければならない。同じことは、へき地校以外にも言えるのであって、例えば幣舞中学校のように、高いレベルの文教地区にあっても、教員個人の献身性に依存する教育体制は脆弱と言えるだろう。つまりは、「文化的諸条件」に人的条件を想定していないことでもある。釧路市の特定の学校で、美術教育の免許外担当が常態化している現実からは、教育理念の歪みも読み取るべきではないだろうか。そしてそれは「教育の原点」という、へき地校のロケーションに対する認識の問題でもある。

美術教育とは「感性の教育、人間教育」とも言われるが、それは「美をとらえるのは心」だからである^{注6}。逆に言えば、美術は「心の教育」としての感性教育であり人間教育なのである。しかし、美術教育も、心を生かし教え伝える個人の絆と、教育活動を機能させる教育システムが重要なのは言うまでもない。へき地校と免許外担当が常態化している学校の現状からは、「教育の原点」が人、それも教師にあることが浮かび上がる。

謝辞：本論文を執筆するに当たり多くの方々にお世話になった。特に、幣舞中学校教諭小原憲氏には直接ご教示をいただくことが度々であった。また、幣舞中学校美術部の皆さんとのひと時をもとに、本稿はようやく成了ったものである。ここに謝意を表する。

注

注1 「へき地学校」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設（以下共同調理場）をいう。（へき地教育振興法第2条）

- 注2 教職員定数の配置並びに学級編制基準（平成3年3月8日北海道教育委員会決定）
- 注3 北海道教育関係「職員録」、2014年度版（北海道評論社）を参照して作成。
- 注4 ここで、免許外担当が想定されるのは、前掲職員録を手掛かりに、美術科免許を所有する臨時講師を採用していない学校及び、免許所持者が支援学級などの担当となっている学校を除く学校である。釧路地域の教科の研究会組織も、各学校の実情に即した免許外担当の実態を把握しておらず、年度ごとの正確な状況把握は今後の課題と言える。
- 注5 へき地教育振興法施行規則第3条に、へき地学校などの級数指定基準が定められている。
- 注6 この考えは、信州に大きな教育業績を残した彫刻家石井鶴三が、昭和25年長野県下伊那郡で群北部支会の図画研究会で児童・生徒作品展出品作の講評で示したものである。『馬に夢を乗せて－石井鶴三の生涯－』、小県上田教育会、2001、pp.120 -124。

参考文献

- 『教育小六法』平成27年度版、学陽書房、2015。
- 『馬に夢を乗せて－石井鶴三の生涯－』、小県上田教育会、2001。
- 『北海道教育関係職員録』、2014年度版、北海道評論社。